

○和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成7年6月12日
規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(平成7年和泉市条例第5号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)の利用時間は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て利用時間を変更することができる。ただし、指定管理者は、利用時間の変更が緊急を要すると認めた場合は、利用時間を変更し、速やかにその旨及び理由を市長に報告するものとする。

(平18規則4・一部改正)

(名称)

第3条 駐車場は、利用者に親しみやすい名称として「駐車場」を「駐輪場」と読み替えることができるものとする。

(平10規則1・追加)

(時間外利用)

第4条 一時利用者の駐車が、利用時間の終了を超えて翌日にわたるときは、条例別表第2に定める一時利用の料金を加算するものとする。

(平10規則1・旧第3条繰下、令4規則20・一部改正)

(休業日)

第5条 駐車場の休業日は、12月31日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開業し、又は休業することができる。

(平10規則1・旧第4条繰下、平23規則11・一部改正)

(利用の許可申請等)

第6条 条例第8条の許可を受けようとする者は、次に定めるところにより指定管理者に申請しなければならない。

(1) 定期利用の場合 定期駐車券購入申込書(様式第1号)による申請

(2) 一時利用の場合 口頭による申請

2 指定管理者は、前項の申請を許可するときは、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 定期利用の場合 定期駐車券(様式第2号)及び定期駐車証(様式第3号)の交付

(2) 一時利用の場合 自転車駐車券(様式第4号)、原動機付自転車駐車券(様式第5号)又は自動二輪車駐車券(様式第5号の2)の交付

(平10規則1・旧第5条繰下、平18規則4・平23規則14・一部改正)

(定期駐車券等の再交付)

第7条 定期利用者は、定期駐車券又は定期駐車証を紛失又は汚損した場合は、定期駐車券等再交付申請書(様式第6号)により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請が適当と認めたときは、定期駐車券又は定期駐車証を交付するものとする。

(平10規則1・旧第6条繰下、平18規則4・令2規則16・一部改正)

(利用料金の減免)

第8条 条例第11条の2の規定により利用料金を減額することができる場合は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、当該利用料金の半額とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障がい者手帳を交付されている者が定期利用するとき。

(2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳を交付されている者が定期利用するとき。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障がい者保健福祉手帳を交付されている者が定期利用するとき。

2 条例第11条の2の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、定期利用料金減免申請書(様式第7号)により指定管理者に申請しなければならない。

(令2規則16・追加)

(利用料金の還付)

第9条 指定管理者は、利用料金を納付した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 条例第16条の規定により駐車場が利用できなくなったとき。
- (2) 定期駐車券の交付を受けている者で、当該月の途中で定期利用料金還付申請書(様式第8号)を提出し許可を受けたとき。

2 前項の規定による還付の額は、当該納付済定期利用料金の利用開始日から解約届出日までの日数に一時利用料金を乗じた額を当該納付済定期利用料金から差し引いた残額とする。ただし、当該残額が生じない場合は、還付を行わないものとする。

(平10規則1・旧第7条繰下・一部改正、平18規則4・一部改正、令2規則16・旧第8条繰下)

(利用者の義務)

第10条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場内では、駐車位置など管理人の指示に従うこと。
- (2) 駐車場への入場又は出場の際は、管理人の求めに応じて、駐車券を管理人に提示し、又は引き渡すこと。
- (3) 駐車場内では、定期利用者にあつては駐車車両の車体等見やすいやすい箇所に定期駐車証を貼付すること。
- (4) 駐車場内では、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車に乗らず、手で押し走行させること。
- (5) 駐車場内では、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車には施錠すること。
- (6) 駐車車両には、動物又は紛失盗難のおそれのあるものを積載しないこと。

2 利用者は、駐車場内において生じた損害については、自らの責任において処理しなければならない。

(平10規則1・旧第8条繰下・平23規則14・一部改正、令2規則16・旧第9条繰下、令4規則20・一部改正)

(損害の賠償)

第11条 条例第17条の規定による賠償の額は、施設又は設備の復元に要した実費とする。

2 前項の金額は、施設又は設備に損傷があつたときに概算額を納入し、後日精算するものとする。

(平10規則1・旧第9条繰下、平18規則4・一部改正、令2規則16・旧第10条繰下)

(市長が管理する場合の読替え)

第12条 条例第5条第3項の規定により市長が駐車場の管理を行う場合の規定の読替えは、次のとおりとする。

(1) 条例の規定の読替え

読み替える <u>条例</u> の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第8条、第10条、第12条、第14条及び第16条</u>	指定管理者	市長
<u>第9条第1項</u>	指定管理者が必要であると認めるときは、市長と協議の上	市長が必要であると認めるときは
<u>第11条第2項</u>	指定管理者の収入として收受させる	市の収入とする

(2) 規則の規定の読替え

読み替える規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<u>第6条</u> から <u>第9条</u> まで	指定管理者	市長

(平18規則4・追加、令2規則16・旧第11条繰下・一部改正、令4規則20・一部改正)

(補則)

第13条 この規則に規定するもののほか、駐車場の管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平10規則1・旧第10条繰下、平18規則4・旧第11条繰下、令2規則16・旧第12条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成15年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第4号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第24号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第9号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第34号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第14号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第15号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により提出された書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和4年規則第20号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第7号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平15規則1・平21規則24・平22規則9・平22規則34・平23規則11・平25規則15・令4規則20・令6規則7・一部改正)

名称	利用時間
北信太駅前仮設自転車等駐車場	午前0時から午後12時まで
信太山駅前自転車等駐車場	午前4時30分から午前0時45分まで
和泉中央駅前南自転車等駐車場	午前4時30分から午前1時15分まで
和泉中央駅前北自転車等駐車場	午前4時30分から午前1時15分まで
和泉府中駅東自転車等駐車場	午前4時30分から午前0時45分まで
和泉府中駅西自転車等駐車場	午前4時30分から午前0時45分まで

様式第1号(第6条関係)

(令2規則16・全改)

様式第1号(第6条関係)

あて

定期駐車券購入申込書

受付No.

申込日	年 月 日	申込 車種	①自 転 車 ②原動機付自転車 ③自動二輪(排気量 cc) (防犯登録またはプレート No)	
申込者 ※利用者 と異なる 場合のみ 記入	ふりがな			
	氏 名			
	住 所	〒		
	電 話	携帯・自宅・その他		
利用者	ふりがな			生 年 月 日
	氏 名			年 月 日
	住 所	〒		
	電 話	携帯・自宅・その他		
	割引適用	学 生 ・ 減 額		
	学 校 名		学年	
駐車希望 場 所	場 所	自 転 車 等 駐 車 場		
	階層位置	平 面 ・ 1 階 ・ 2 階 ・ 3 階 ・ 4 階		

- ※ 学生割引の適用を希望される方は、学生証等身分を証明する書類を提示してください。
- ※ 障がい者等で定期利用料金の減額を希望される方は、割引適用欄で減額に丸印をつけ、別途「定期利用料金減免申請書」を提出してください。
- ※ 記入いただいた個人情報については、駐輪場管理の目的以外には使用いたしません。

様式第2号(第6条関係)

(平10規則1・全改)

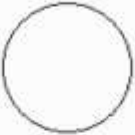
様式第2号(第6条関係)

	ヶ月定期駐車券
整理	駐車
番号	位置
氏名	殿
利用料金	
利用期間	末日迄
駐車場所	

様式第3号(第6条関係)

(平10規則1・全改)

様式第3号(第6条関係)

定 期 駐 車 証	
整理 番号	
	
駐 車 指 定 場 所	
駅 前 駐 輪 場	

様式第4号(第6条関係)

(平10規則1・全改)

様式第4号(第6条関係)

No.	No.	No.
一時利用自転車 控 120 円	一時利用自転車 副券 出庫の際はこの副券を必ず 管理人にお渡し下さい。 本券の無い場合は、料金を 頂く場合があります。	一時利用自転車領収書 利用料金 120 円 (1 日 1 回限り) 上記金額を領収しました。 

様式第5号(第6条関係)

(平10規則1・全改)

様式第 5 号(第 6 条関係)

No.	No.	No.
一時利用原動機付自転車	一時利用原動機付自転車	一時利用原動機付自転車 領収書
控	副券	利用料金 250 円 (1 日 1 回限り)
250 円	出庫の際はこの副券を必ず 管理人にお渡し下さい。 本券の無い場合は、料金を 頂く場合があります。	上記金額を領収しました。 

様式第5号の2(第6条関係)

(平23規則14・追加)

様式第5号の2(第6条関係)

No.	No.	No.
一時利用自動二輪車	一時利用自動二輪車	一時利用自動二輪車 領収書
控	副券	利用料金300円
300円		(1日1回限り)
	出庫の際はこの副券を必ず 管理人にお渡し下さい。	上記金額を領収しまし た。
	本券の無い場合は、料金を 頂く場合があります。	

様式第6号(第7条関係)

(平10規則1・全改、令2規則16・一部改正)

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

あて

住 所

申請者 氏 名

電 話

定期駐車券等再交付申請書

私
請します。

駐輪場定期利用 駐車券 紛失
駐車証 を 汚損 しましたので再交付を申

様式第7号(第8条関係)

(令2規則16・追加)

様式第7号（第8条関係）

あて

定期利用料金減免申請書

申請年月日		年 月 日	
申請者	氏 名		生 年 月 日 年 月 日
	住 所	〒	
適用要件		① 身体障がい者手帳 ② 療育手帳 ③ 精神障がい者保健福祉手帳	
定期種別		一 般 ・ 学 生	
備 考			

※ 申請される際は、必ず適用要件を示す手帳をご提示ください。

※ 記入いただいた個人情報については、駐輪場管理の目的以外には使用いたしません。

様式第8号（第9条関係）

（平10規則1・追加、令2規則16・旧様式第7号繰下・一部改正）

様式第 8 号(第 9 条関係)

年 月 日

あて

住 所
申請者 氏 名
電 話

定 期 利 用 料 金 還 付 申 請 書

私は、
駐輪場の定期利用の解約をいたしたく申請します。よって、利用料金の還付をお願いします。

定 期 券 番 号	
定 期 有 効 期 間	～
解 約 日	
還付金額及び計算式	

----- き り と り せ ん -----

年 月 日

あて

住 所
氏 名 印

定 期 利 用 料 金 還 付 金 領 収 書

金 額 円

上記金額正に領収しました。